

指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例  
(指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第80号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第47条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、他の児童福祉施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>4 [略] (検討等)</p> <p>第24条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、<u>障害者自立支援法</u>第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わ</p>	<p>(指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第47条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、他の児童福祉施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>4 [略] (検討等)</p> <p>第24条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、<u>障害者総合支援法</u>第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わ</p>

なければならない。

(定員の遵守)

第37条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(秘密保持等)

第45条 [略]

2 [略]

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者自立支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者自立支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 [略]

(設備の基準)

第54条 [略]

2～4 [略]

5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る障害者自立支援法第29

なければならない。

(定員の遵守)

第37条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(秘密保持等)

第45条 [略]

2 [略]

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 [略]

(設備の基準)

第54条 [略]

2～4 [略]

5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る障害者総合支援法第29

<p>条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と<u>同法</u>第5条第6項に規定する療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第53条に定める設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と<u>障害者総合支援法</u>第5条第6項に規定する療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第53条に定める設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>2 (利益供与等の禁止)</p> <p>第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
<p>1 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p>	

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(11) [略]

(12) 法定代理受領 法第29条第4項の規定に基づき支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費若しくは訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定に基づき支給決定障害者（支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療をいう。以下同じ。）に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。

(13)～(15) [略]

（指定居宅介護事業所に置くべき従業者及びその員数）

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

第50条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」と

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(11) [略]

(12) 法定代理受領 法第29条第4項の規定に基づき支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費若しくは訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定に基づき支給決定障害者（支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療をいう。以下同じ。）に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。

(13)～(15) [略]

（指定居宅介護事業所に置くべき従業者及びその員数）

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

第50条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」と

いう。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(定員の遵守)

第71条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

いう。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(定員の遵守)

第71条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに

掲げる数とする。

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする

。

(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定による数とする。

3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、

(定員の遵守)

第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(定員の遵守)

第139条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 [略]

利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(定員の遵守)

第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(定員の遵守)

第139条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 [略]

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する特例)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

(地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等)

6 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について第141条又は第201条において読み替えて準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第4項に定める期間内に附則第5項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 [略]

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合の前項の利用者の数は、推定による数とする。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

(地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等)

8 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について第141条又は第201条において読み替えて準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第6項に定める期間内に附則第7項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 [略]

18 [略]

19 [略]



<p>18 [略]</p> <p>19 [略]</p> <p>20 [略]</p> <p>21 第127条第7項第2号の規定は、身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉ホーム（<u>障害者自立支援法施行令附則第8条の2</u>に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。）については、当分の間、適用しない。</p> <p>22 [略]</p>	<p>20 [略]</p> <p>21 [略]</p> <p>22 [略]</p> <p>23 第127条第7項第2号の規定は、身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉ホーム（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第8条の2</u>に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。）については、当分の間、適用しない。</p> <p>24 [略]</p>
<p>2 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <u>法第5条第22項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(15) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <u>法第5条第21項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(15) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第82号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定により、指定障害者支援施設の要件並びに指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数等)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定により、指定障害者支援施設の要件並びに指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数等)</p>

第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数等は、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

（サービス提供困難時の対応）

第14条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援又は就労継続支援B型（法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）に係る通常の事業の実施地域（指定障害者支援施設が通常時に施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、他の適当な指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第80条に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第163条に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同条例第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

（サービス提供困難時の対応）

第14条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援又は就労継続支援B型（法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）に係る通常の事業の実施地域（指定障害者支援施設が通常時に施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、他の適当な指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第80条に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第163条に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同条例第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第22条 [略]

2 [略]

3 指定障害者支援施設は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 施設入所支援を行う場合 次のア及びイに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第4項の規定に基づき当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ [略]

4～6 [略]

(就職状況の報告)

第36条 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

(定員の遵守)

第47条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第22条 [略]

2 [略]

3 指定障害者支援施設は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 施設入所支援を行う場合 次のア及びイに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第4項の規定に基づき当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ [略]

4～6 [略]

(就職状況の報告)

第36条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

(定員の遵守)

第47条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問</p>

一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（療養介護事業所に置くべき職員及びその員数）

第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

（定員の遵守）

第26条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（生活介護事業所に置くべき職員及びその員数）

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、省令に規定するところによる。

支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（療養介護事業所に置くべき職員及びその員数）

第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

（定員の遵守）

第26条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（生活介護事業所に置くべき職員及びその員数等）

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理者 1人

(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）

）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、（ア）から（ウ）までに掲げる利用者の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに掲げる数とする。

（ア）平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上  
イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。

(4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定による数とする。

3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。

4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第1項（第1号に掲げる者を除く。）及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならな

い。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

7 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

附 則

(施行期日)

1 [略]

(経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合の前項の利用者の数は、推定による数とする。

4 [略]

5 [略]

附 則

(施行期日)

1 [略]

(経過措置)

2 [略]

3 [略]

<u>4</u> [略]	<u>6</u> [略]
<u>5</u> [略]	<u>7</u> [略]
<u>6</u> [略]	<u>8</u> [略]
<u>7</u> [略]	<u>9</u> [略]
<u>8</u> [略]	<u>10</u> [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定により、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数)</p> <p>第9条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、<u>障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第175号。以下「省令」という。）に規定するところによる。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第14条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定により、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数)</p> <p>第9条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第175号。以下「省令」という。）に規定するところによる。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第14条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、<u>虐待</u>その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----



<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(福祉ホームに置くべき職員)</p> <p>第10条 福祉ホームには、<u>障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第176号。以下「省令」という。）に規定するところにより、管理人を置かなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第12条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(福祉ホームに置くべき職員)</p> <p>第10条 福祉ホームには、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第176号。以下「省令」という。）に規定するところにより、管理人を置かなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第12条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、<u>災害、虐待</u>その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定により、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(施設長の要件)</p> <p>第5条 障害者支援施設の長（以下「施設長」という。）は、<u>障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）に規定する要件に該当する者でなければならない。</p> <p>(規模)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定により、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(施設長の要件)</p> <p>第5条 障害者支援施設の長（以下「施設長」という。）は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）に規定する要件に該当する者でなければならない。</p> <p>(規模)</p>

第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。） 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあつては、10人以上）

(2) [略]

2 [略]

（就職状況の報告）

第29条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

（定員の遵守）

第38条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。） 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあつては、10人以上）

(2) [略]

2 [略]

（就職状況の報告）

第29条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

（定員の遵守）

第38条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分及び第2条中表2の項の改正部分は、平成26年4月1日から施行する。